

**令和6年度 大学教育再生戦略推進費  
高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成）  
審査要項**

**1. 審査体制**

**(1) 委員会**

- 本事業においては、外部有識者・専門家からなる「高度医療人材養成拠点形成事業推進委員会」（以下、「委員会」という。）が審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。
- 委員会では、事業の実現可能性、大学教育改革を推進する上でのマネジメント性及び地域・社会との連携等、幅広い視点で総合的な見地から先駆的な事業の選定・評価を審議する。
- 委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー（専門委員）」を置くことができる。

**(2) 委員**

- 委員会委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員等は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員等は、申請のあった大学（連携校も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には、必ず事務局へ申し出なければならない。

**(3) 利害関係の報告・排除**

- 委員等は、以下①及び②に該当する利害関係がある場合は、審査開始までに書面で事務局に申し出なければならない。事務局は下記に従って処理するものとする。

- ① 申請大学（連携校も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、当該委員等は、利害関係を有している申請大学（連携校も含む）の審査から外れなければならない。委員会においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

利害関係者の範囲は次のように定める。

- ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
- イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
- ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
- エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

- ② それ以外の関係性を有している場合、委員等は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携校も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。委員会においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

※例えば、委員等自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

#### (4) 委員等の再選定

- 委員等が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員等の再選定を行う。

## 2. 審査手順

### (1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員等が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名程度）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が必要に応じ別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

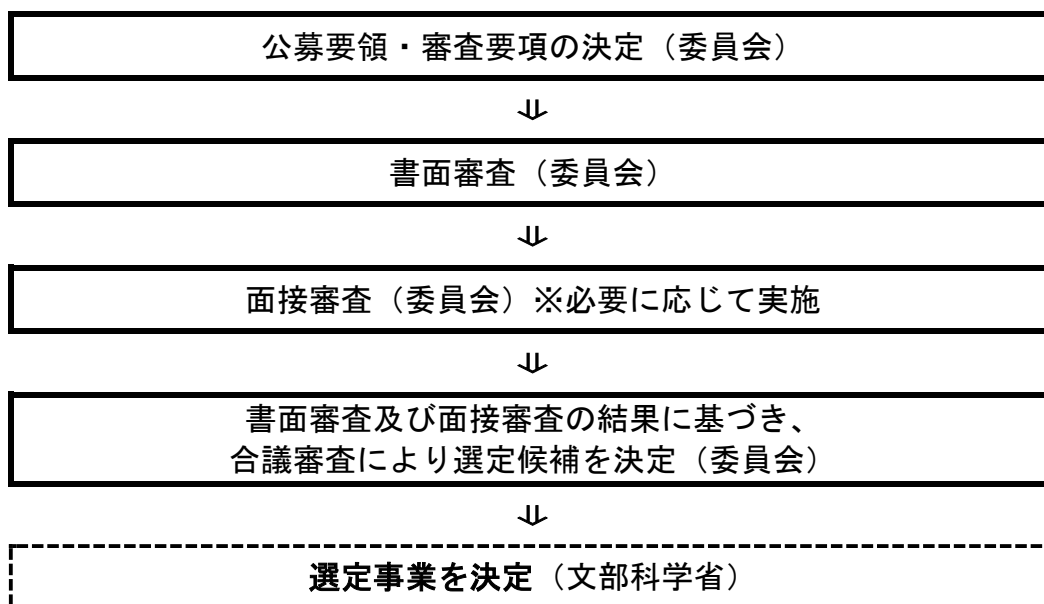
### (2) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果や申請件数を踏まえて実施の有無を判断し、実施の場合には委員会が別に定める方法により実施する。

### (3) 合議審査

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果（実施の場合）を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、設置主体（国公私立）のバランスのほか、事業における医学分野や地域における拠点としての位置づけ等のバランスを考慮する場合がある。

### <審査の流れ（イメージ）>



### 3. 審査の観点

申請書が公募要領に示された内容を満たしていることを確認した上で、下記の観点を参考に、事業の構想が優れているか、拠点として当該地域における医学分野を先導する役割を担うことができるか（地域におけるバランスを重視）【タイプA】、提案された診療領域の体制を強化することで、その領域の臨床研究の拠点を担うことができるか【タイプB】、実現可能性の高い計画や実施体制となっているかについて審査する。

#### 1. 事業の構想

##### (1) 国際レベルの臨床研究の推進 → 【様式1】の1(1)、(2)

- 推進しようとする臨床研究分野が明確であり、これまでの実績を活かして、国際レベルの臨床研究を推進する計画となっているか。
- 国際レベルの臨床研究を推進するための体制整備が妥当か。

##### (2) 予算の活用計画 → 【様式1】の1(2)

- 医学生や大学院生等に対する支援措置の方策は妥当か。
- 教育・研究支援者の配置計画や支援内容は妥当か。

##### (3) 人材養成 → 【様式1】の1(3)

- 医学生や大学院生等の若手研究者の研究力を高めるための方策が優れているか。（特に【タイプA】については、臨床と基礎分野の連携の充実が期待できるか。）

##### (4) 達成目標・アウトプット・アウトカム（評価指標） → 【様式1】の1(4)(5)

- 事業の成果としてふさわしい達成目標・評価指標が明確に示され、その成果が見込まれるか（達成が容易な目標が設定されていないか。）。

###### 【必須指標】

###### （アウトプット）

- ◆診療参加型臨床実習の充実（協力医療機関の増加や、教育支援者の配置など）
- ◆事業でTA・RA、SAを担う学生数
- ◆事業で雇用する教育・研究支援者数

###### （アウトカム）

- ◆医学生の医行為の経験率
- ◆臨床研究論文数
- ◆大学病院医師の研究時間
- ◆医学系大学院生数

##### (5) 診療参加型臨床実習 → 【様式1】の1(5)

- 診療参加型臨床実習の充実が期待できるか。

#### 2. 拠点大学としての役割 → 【様式1】の2

- 臨床研究について、他の大学や研究者、企業等の事業機関をけん引することが期待できるか。
- 医療情報等の研究データ等を共有する取組が進展することが見込まれるか。
- 事業の成果を他大学等に普及させるための取組（情報発信等）が計画され、効果が期待できるか。

### 3. 医師の働き方改革への取組 → 【様式1】の3

○医師の時間外・休日労働の上限規制を踏まえ、医師の教育・研究時間の確保に資する取組となっているか。

### 4. 事業の運営体制 → 【様式1】の4

○学長又は部局長等をトップに、関係する学内外の組織や教職員が密接に連携し、事業を実現できる実施体制となっているか。

○新たな診断・治療法・医薬品・医療機器の開発を見据え、他の大学、医療機関、研究所、製薬企業、医療機器メーカー等と連携した体制となっているか。

### 5. 事業の継続に関する計画 → 【様式1】の5

○補助期間終了後の取組の継続に関する具体的な計画が示されているか。

### 6. 年度別の計画 → 【様式1】の6

○年度別の計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。

### 7. 補助金申請予定額 → 【様式1】の7、【様式2】

○申請経費の内容は、計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

○補助期間内を通して取組の水準や規模を維持しつつ、事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。

## 4. 審査基準

### (1) 書面審査

○ 書面審査においては、上記の観点ごとに審査を行い、表1の区分により判断する。

(表1) 書面審査における評定区分(項目別評価)

評定区分	評定基準
a	非常に優れている
b	妥当である
c	やや不十分である
d	不十分である

○ また、項目別評価を踏まえ、表2の区分により総合評価を判断することとする。

(表2) 書面審査における評価区分(総合評価)

評定区分	評定基準
A(3点)	選定すべき
B(2点)	不十分な点は一部あるが、選定してもよい
C(1点)	不十分な点がかかなりあり、選定することは難しい
D(0点)	選定すべきではない

## (2) 面接審査

- 委員会において、面接審査の対象校（書面審査の結果、委員会において選定・不選定のボーダーラインにあると判断された数大学）に対し、書面審査の結果も参考にヒアリングを行い、表3の区分により判断する。
- 面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

(表3) 面接審査における評価区分

評価区分	評価基準
A (3点)	選定すべき
B (2点)	不十分な点は一部あるが、選定してもよい
C (1点)	不十分な点がかかなりあり、選定することは難しい
D (0点)	選定すべきではない

## (3) 合議審査

- 委員会において、書面審査及び面接審査の結果を参考に、合議審査により表4の区分により選定候補事業を決定する。

(表4) 合議審査における評価区分

評価区分	評価基準
○	選定候補事業として決定する
×	選定候補事業として決定しない